

※当職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます

◆日時 毎月火曜日
1月10日・2月7日・3月7日
各日 11:00~15:00まで

◆場所 ジョブカフェあおもり
サテライトスポットむつ
むつ市中央1丁目8-1
むつ市役所内

◆予約方法
ご希望の方は営業日2日前までに『ネクストキャリアセンターあおもり』にご連絡ください。

◆問合せ先
ネクストキャリアセンターあおもり
☎ 017-723-6350

『中高年・シニア向け合同企業説明会』45歳以上対象

中高年・シニアの雇用に積極的な企業の担当者が、会社概要・求人内容・お仕事の内容をご説明します。ハローワーク・シルバー人材センター・産業雇用安定センターのブースもあり、様々なご相談が出来ます。会場でミニセミナー『採用につながる応募書類のポイント』も開催します。

※当説明会は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

◆参加対象者
45歳以上の就職活動中の方

◆参加企業 15社程度

◆会場 八戸 ユートリー
1F 多目的大ホールB

◆日時 令和5年2月14日(火)
13:00~16:00
(受付12:30~15:00)

◆問合せ先
ネクストキャリアセンターあおもり
☎017-723-6350
chuukounen@ims-hirosaki.com

河川におけるサケの採捕禁止について



許可を受けた漁業関係者以外の方が、すべての河川においてサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県漁業調整規則により、全面禁止となっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律により罰せられますので、ご注意願います。

◆問合せ先
東通村 水産課
☎ 0175-27-2111
下北地方水産事務所水産普及課
☎ 0175-22-9732

付しています。期限内のご提出について、ご協力をお願いいたします。
※例年、税理士や商工会等を経由してご提出いただいている場合は、例年同様の提出方法で構いません。

給与支払報告書の提出期限 令和5年1月31日(火)

※給与支払報告書(手書き・複写式)は税務住民課窓口にも備え付けています。

◆問合せ先
税務住民課税務グループ
☎0175-27-2111(内線142)

不動産取得税(県税)について

不動産取得税とは、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。納税通知書が届きましたら、銀行、郵便局のほか、コンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときには、申告をすると不動産取得税が軽減される場合があります。詳細についてはお問合せください。

◆問合せ先
下北地域県民局県税部課税課
☎ 22-8581(内線208)

裁判所の情報公開手続

裁判所の情報公開とは、裁判所の保有する司法行政文書を開示する手続です。裁判所は情報公開法の対象外ですが、国民に対する説明責任の観点から、要綱等を定めて手続を行っています。開示の申出は、目的を問わず誰でもできますので、詳しくは裁判所ウェブサイト(情報公開・個人情報保護)をご覧ください。

◆問合せ先
青森地方裁判所総務課庶務係
☎ 017-722-5421

『中高年のための個別就職相談 in むつ』(事前予約制)

就職活動のノウハウ(仕事の探し方・応募書類作成・面接対策など)を知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマンでサポートします。お気軽に御相談ください。

お知らせ 募 集 イベント情報



お知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

◆交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住いの市町村へ届出してください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

◆かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう『かかりつけ医』があると、体質や持病を理解した上で助言をしてくれたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる『かかりつけ薬局』があると、薬歴(薬の服用記録)の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。複数の『お薬手帳』を持っている場合は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

◆問合せ先
税務住民課 国民健康保険G
☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合
☎ 017-721-3821

給与支払報告書の提出はお早めに!

事業所や個人事業主が、従業員(前年中に退職・求職した者も含む)に対して令和4年中に支払った給与(専従者給与を含む)がある場合、給与支払報告書を作成し、従業員(前年中に退職・求職した者も含む)の住所地の市区町村へ提出することが法令で義務付けられています。

提出を怠ると従業員様に関する申告受付や課税事務、所得証明書の発行等に支障をきたします。必ず期限を守って提出して下さるようお願いいたします。

東通村では、令和4年11月下旬に、例年提出いただいている事業所や個人事業主様に対し、報告書の提出をお願いする文書や総括表を送